

熊本県療育手帳交付要項

(目的)

第1条 この要項は、知的障害児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児(者)に療育手帳(以下「手帳」という。)を交付し、もって知的障害児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 手帳は、県の区域(熊本市の区域を除く。以下同じ。)内に居住し、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された児(者)(以下「知的障害者」という。)に対して交付するものとする。ただし、熊本市の区域内又は県外に居住する児(者)であっても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の居住地の特例として、県の区域内の市町村が特定施設の入所児(者)に同法第19条で定める介護給付費等の支給決定をする場合においては、県の区域内に居住しているものとみなす。

(実施主体)

第3条 この制度は、知事が市町村その他の関係機関の協力を得て実施するものとする。

(手帳の記載事項及び様式)

第4条 手帳に記載する主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の氏名、現住所、生年月日
- (2) 障害の程度(重度とその他の別)及び再判定の年度
- (3) 親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者(以下「保護者」という。)の氏名、住所及び知的障害者との続柄
- (4) 指導、相談等の記録
- (5) その他知事が必要と認めた事項

2 手帳の様式は、別記第1号様式又は第1号の2様式のとおりとする。

(障害の程度)

第5条 障害の程度は、最重度、重度、中度及び軽度に区分するものとし、手帳の障害の程度の記載欄には、最重度の場合は「A1」、重度の場合は「A2」、中度の場合は「B1」、軽度の場合は「B2」と表示するものとする。

(手帳の申請)

第6条 手帳の交付を受けようとする者又はその保護者は、居住地(居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。)を管轄する福祉事務所の長(町村にあっては、当該町村の長とする。以下同じ。)を経由して、知事に手帳の交付を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、療育手帳交付申請書(別記第2号様式)によるものとする。

(手帳の交付等)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長による判定の結果に基づき手帳の交付を決定し、管轄の福祉事務所の長を経由して、手帳を交付するものとする。

2 前項の判定は、別に定める療育手帳判定要領に基づき行うものとする。

3 知事は、第1項の判定の結果に基づき、手帳を交付しないと決定したときは、療育手帳交付申請却下通知書(別記第3号様式)により理由を附して、その旨を申請者に通知するものとする。

(再判定)

第8条 児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、手帳の交付後において、知的障害者の障害の程度を確認(以下「再判定」という。)するものとする。この場合において、再判定をする年度は、別に指定するものとする。

2 再判定が必要とされた知的障害者又はその保護者は、前項の規定により指定された年度に居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、知事に再判定の申請をするものとする。

3 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、手帳の交付後、知的障害者の状態に大きな変化が生じた場合は、第1項の規定により指定された年度にかかわらず、知事へ再判定を申請することができる。

4 前2項の規定による申請は、療育手帳再判定申請書(別記第4号様式)に

よるものとする。

- 5 第2項及び第3項の規定による申請については、前条の規定を準用する。
この場合において、「手帳を交付する」とあるのは「手帳を再交付する」と、
「療育手帳交付申請却下通知書（別記第3号様式）」とあるのは「療育手帳再
判定申請却下通知書」（別記第3号の2様式）と読み替えるものとする。

（記載事項の変更の届出）

第9条 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事項に変更が
生じたときは、手帳を添えて居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、
知事に届け出るものとする。

- (1) 手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
- (2) 保護者又は保護者の氏名若しくは住所

- 2 前項の規定による届出は、療育手帳記載事項変更届（別記第5号様式）に
よるものとする。

（手帳の再交付）

第10条 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、手帳を亡失した
とき、破損したとき若しくは汚損したとき又は記載欄に余白がなくなったと
きは、居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、知事に手帳の再交付を
申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、療育手帳再交付申請書（別記第5号様式）（以下
「再交付申請書」という。）によるものとする。

ただし、療育手帳を亡失した場合に係る再交付の申請にあつては、(1)の
事項を再交付申請書に記載もしくは(2)に掲げる書類を提示し行うものと
する。

- (1) 当該申請に係る知的障害者の個人番号
- (2) 当該申請に係る知的障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号に
おいて「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げ
るもののいずれかに該当するもの
 - ア 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律第2条第7項に規定する個人番号カード又は行政手続きにおける

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第1項第1号に掲げる書類（療育手帳を除く。）

イ アに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請に係る知的障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該知的障害者が居住地を有する都道府県知事等が適当と認めるもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類（健康保険日雇特例被保険者手帳にあっては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限り、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては被扶養者証を含む。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって当該知的障害者が居住地を有する都道府県知事が適当と認めるもののうち2以上の書類

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、管轄の福祉事務所の長を経由して、手帳を再交付するものとする。

4 第1項の規定による申請をしたときに、再判定の年度に到達している者は、併せて再判定を申請するものとする。

（他の都道府県等からの転入手続）

第11条 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（熊本市を除く。以下「他都道府県等」という。）の長から交付された手帳を所持し、他都道府県等の区域から県の区域内に転入した知的障害児（者）又はその保護者は、療育手帳交付申請書（別記第2号様式）に他都道府県等の長から交付された手帳の写し及び療育手帳判定資料活用申出書（別記第6号様式）を添えて、居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、知事に手帳の交付を申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、手帳を交付するものとする。

(熊本市からの転入手続)

第 1 2 条 熊本市長又は知事から交付された手帳を所持し、熊本市の区域内から県の区域内に転入したものについては、療育手帳記載事項変更届(別記第 5 号様式)に熊本市長又は知事から交付された手帳の写し及び療育手帳判定資料活用申出書(別記第 6 号様式)を添えて、居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、手帳の記載事項を変更するものとする。

(手帳の返還)

第 1 3 条 知的障害者又はその保護者は、手帳の交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他手帳を必要としなくなったときは、手帳に療育手帳返還届(別記第 7 号様式)を添えて、居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して、知事に提出するものとする。

(譲渡等の禁止)

第 1 4 条 手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

(雑 則)

第 1 5 条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要項は、平成 8 年 3 月 2 5 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要項は、平成 1 3 年 3 月 2 2 日から施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要項は、平成 1 7 年 3 月 2 4 日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要項は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要項は、平成24年3月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正前のこの要項に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 県又は熊本市が発行する手帳の交付を受けた者で、熊本市から県の区域内に転入した再判定が不要である知的障害者又は指定された再判定の時期の期間内にある知的障害者の転入手続きについては、当分の間、別に定めるところによる。

(附 則)

- 1 この要項は、平成26年12月19日から施行する。
- 2 この要項の施行の際改正前の熊本県療育手帳交付要項(以下「旧要項」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県療育手帳交付要項(以下「新要項」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この要項の施行の際現に旧要項の規定により交付されている手帳は、新要項の規定により交付された手帳とみなす。
- 4 この要項の施行の際現に存する改正前の様式は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(附 則)

- 1 この要項は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際改正前の熊本県療育手帳交付要項(以下「旧要項」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県療育手帳交付要項(以下「新要項」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この要項の施行の際現に存する改正前の様式は、当分の間、所要の補正を

して使用することができる。

(附 則)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の際、改正前の熊本県療育手帳交付要項(以下「旧要項」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県療育手帳交付要項(以下「新要項」という。)の規定による所要の補正をしたうえで、新要項の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

(附 則)

1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の際、改正前の熊本県療育手帳交付要項(以下「旧要項」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県療育手帳交付要項(以下「新要項」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

(附 則)

1 この要項は、令和3年7月7日から施行する。

2 この要項の施行の際、改正前の熊本県療育手帳交付要項(以下「旧要項」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県療育手帳交付要項(以下「新要項」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この要項の施行の際現に存する改正前の様式は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。